

【Veats Shibuya使用規約】

1、使用規約について

(1)Veats Shibuyaに「仮予約申し込み」または「使用契約申込書」をご提出頂く場合、使用申込者および使用申込関係者には「使用規約」をご確認の上、これに従い、Veats Shibuya 担当者の指示のもとで会場を利用することに同意して頂きます。

2、使用時間、使用料金について

- (1)基本使用時間は、10:00~22:00です。準備・設営・撤去(Veats Shibuya に依頼されたものを含む)など一切の時間を含みます。
- (2)10:00以前または22:00以降に会場をご使用の場合、準備・設営・撤去(Veats Shibuya に依頼されたものを含む)に関らず、基本使用料に加えて時間外使用料を申し受けます。
但し、時間外利用に関しては、事前にVeats Shibuya の承諾を得ていることを条件とします。
- (3)各種使用料金は、別途料金表に定める料金とします。
- (4)早朝・深夜に及ぶ作業等により、技術者の宿泊費や交通費が発生する場合、別途定める料金を申し受けます。
- (5)Veats Shibuya では、原則として来場者一名様につき1ドリンク(消費税込6000円:2019年7月時点)を、別途頂戴しています。

3、申込手続について

ご予約申込手続は、1年前の同月・第1営業日より承ります。

(1)仮予約手順

- ①ご希望の使用日、使用目的等がお決まりになりましたら、お電話またはメールにてお申し込み下さい。
- ②Veats Shibuya からの返信をもって、仮予約成立となります。
- ③仮予約期間は、仮予約成立日より2週間です。

(2)使用契約手続き

- ①使用契約申込書に必要事項をご記入および押印の上、Veats Shibuya までメールまたはご郵送下さい。
- ②弊社にて内容確認後、返送致します「使用契約申込書」に記載のVeats Shibuya 契約締結日をもって、使用契約成立となります。
- ③使用契約成立時点より、別途定めるキャンセル料の対象とします。

(3)使用契約成立後、Veats Shibuya の許可なく、使用申込関係者および第三者にVeatsShibuya の使用权の全部または一部を譲渡または転貸することは出来ません。

4、お支払いについて

- (1)使用契約成立後、基本使用料金相当分を使用契約金として基本的にご請求致します。「請求書」記載の期日までにお支払い願います。
期日までにお支払いが無い場合、Veats Shibuya は使用契約を解除出来るものとします。
- (2)使用契約金=会場基本使用料金の100%
- (3)使用契約成立後、会場プラン・プログラム・進行表などをご提示の上、使用日の2週間前までにお打ち合わせ頂きます。
- (4)付帯設備使用料、時間外使用料、持込電気料金、廃棄物処理料、その他費用については、催事終了後に精算金としてご請求致します。
請求書記載の期日までにお支払い願います。また、事前に使用が確定しているものは打合せ時にお申込み下さい。
- (5)お支払いは銀行振り込みにてお願い致します。なお、振込手数料はご使用者負担とさせていただきます。

5、申込の変更、キャンセルについて

- (1)使用契約成立後の使用者都合による日程変更、およびキャンセルの際は必ずVeatsShibuya 担当者までご連絡下さい。
- (2)また、下記のとおりキャンセル料を頂戴致します。
 - ①使用開始日の121~31日前まで：基本使用料金の50%
 - ②使用開始日の30日以内：基本使用料金全額
- (3)Veats Shibuya 担当者にご連絡を頂いた時点で既に発生している費用は、キャンセル料と別途頂戴致します。

6、使用制限について

下記の場合、Veats Shibuya は使用契約を取り消し、会場の使用をお断り致します。なお催事の中止による損害賠償は致しません。

- (1)公序良俗に反する恐れがあると判断される場合。
- (2)使用規定の内容に著しく反する場合。
- (3)関係諸官公庁より中止命令が出された場合。
- (4)Veats Shibuya の事前承認無しに使用内容等を変更した場合。
- (6)Veats Shibuya 責任者が使用契約を取り消す事が必要と判断した場合。
- (7)使用者（使用者の催事に関連する主催者、制作者、マネジメント会社、出演者など一切の関係者、社員等を含む）がいわゆる反社会的勢力である場合、あるいは反社会的勢力と関係を有していると認められる場合。
- (8)使用者が暴力的な要求、不当な要求、脅迫、風説の流布、威力等を用いた業務妨害その他これらに類する行為を自ら行い、または第三者を介して行わせた場合。

7、予約の取消、使用中止について

使用契約成立後または会場使用中においても、次の場合には使用契約の取消、または使用中止の措置をとることがあります。この場合、使用契約金の払戻はいたしません。また、使用中止によって生じる使用申込者のいかなる損害に対しても、Veats Shibuya は一切の責任を負いません。

- (1)天災、火災、その他不可抗力によって、会場の使用が困難になったとき
- (2)大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令されたとき
- (3)使用申込者が、下記のいずれかに該当したとき
 - ①仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ②自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡り処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき
 - ③営業廃止または会社解散および営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - ④破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき
 - ⑤経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき

8、免責および賠償について

- (1)会場で利用するための事前の荷物の発送に伴う中身の紛失・破損事故等については、Veats Shibuya は一切の責任を負いません。
- (2)展示品ならびに使用者および第三者の所有物の盗難、毀損等による損害、および来場者等の人身事故については、Veats Shibuya は一切の責任を負いません。
- (3)来場者、会場が入居するグラウンド東京渋谷ビルの他の利用者もしくは館内テナント・テナント関係者またはビル周辺および近隣住民等に損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償して頂きます。
- (4)上記のほか、使用者が使用規約に違反した結果損害が生じた場合は、これによる損害を賠償して頂きます。
- (5)万一来場者、イベント保険等の損害保険や傷害保険にご加入することをお薦め致します。
- (6)会場および搬入出時の警備については、使用者の責任と費用負担において警備会社または警備担当員の配置を行い、交通整理・場内整理・盗難・火災・事故等の防止に努めて下さい。
観客のモッシュ、ダイブ等の危険行為は禁止です。出演者の煽り行為もお控え下さい。
- (7)天災地変、関係諸官庁からの指導、その他Veats Shibuya の責に帰さない事由により会場の使用が中止された場合、Veats Shibuya はその損害について一切の責任を負いません。
- (8)Veats Shibuya の責に帰すべき事由により使用者が損害を被り、Veats Shibuya に対しその損害の賠償を請求した場合は、Veats Shibuya は受領する使用料金の範囲内において賠償するものとします。
但し、使用者の損害のうち、機会損失等の得べかりし利益に関してVeats Shibuya はその損害の責任を負いません。
- (9)Veats Shibuya は、「使用制限について」の定めに基づきVeats Shibuya の使用契約を解除した場合はもとより、当該解除により使用者らに損害が生じた場合であっても、使用者らに対し損害の賠償、補償、和解金等金員の支払、新たな取引の提供その他何らの責任および義務を負いません。
- (10)使用者は、「使用制限について」に定める解除により当社に損害が生じた場合には、当該損害を賠償する責めを負わなければなりません。

9、原状回復（事前確認、事後確認）について

- (1)会場内外の建造物・設備・備品等を、汚損・毀損または紛失した場合、使用申込者はこれを原状に回復する為に要する、直接および間接の費用一切を賠償して頂きます。

- (2)使用申込者は入館後直ちに、Veats Shibuya 担当者立会のもと、事前の原状回復確認（以下「事前確認」という）をして頂きます。
- (3)使用申込者は催事終了後、Veats Shibuya 担当者立会のもと、事後の原状回復確認（以下「事後確認」という）をして頂きます。
- (4)その際、新たに発見した損傷箇所については、使用申込者の責任において損害を賠償して頂きます。
- (5)Veats Shibuya の責に帰さない事由により事前確認を行わなかった場合、事後確認時にVeats Shibuya 内外で発見した損傷箇所の全ての損害を賠償して頂く場合もございます。

10、使用上の注意事項について

使用者は会場の利用について、以下の点にご注意いただきますようお願い致します。

(1)催事開始前

- ①催事に際して、来場者への案内やウェブサイト等の媒体に「Veats Shibuya」の名称・電話番号・住所・地図等を掲載される場合、事前にVeats Shibuya にその内容をご提示いただき承認を得てください。また、来場者向けの案内には、催事に関する問い合わせ先として、Veats Shibuya の電話番号などを記載しないでください。万が一記載されても、一切のお取次ぎ・ご案内は致しません。
- ②ケータリング等の飲食物を手配された場合、その旨をお知らせください。また、ケータリング等の飲食において、食中毒等の問題が発生した場合でも、Veats Shibuya は一切の責任を負いません。

(2)催事中

- ①入場受付・人員整理・交通整理・安全確保および盗難等の事故防止について、責任を持って行うようお願い致します。
万が一事故が発生した場合でも、Veats Shibuya は一切の責任を負いません。
- ②事前に催事責任者を明確にし、必ず会場に常駐させ、各規則事項の監督を行わせるようお願い致します。
- ③音漏れ等、会場外部に対する影響を極力抑えるため、ドアの開閉について責任をもって管理して頂きますようお願い致します。
- ④会場内は火気厳禁です。ステージ上での喫煙、スモーク、ローソク、花火、クラッカー使用等も禁止です。
- ⑤非常事態にそなえ、使用前に必ず非常口・火災報知器・消火器等防火防災設備の位置をご確認頂き、関係者にも周知徹底願います。
また、避難誘導に関する来場者への周知に努めて頂きますようお願い致します。
- ⑥地震・火災等の災害時には、防災センターからの指示に従って頂きますようお願い致します。
- ⑦所定の場所以外での喫煙は禁止致します。
- ⑧会場が入居するグランド東京渋谷ビルの保安上、セキュリティカードによる通行制限をしているエリアがございます。
該当エリアを通行される場合には、事前にVeats Shibuya 担当者の承認を得るとともに、貸し出したセキュリティカードを携行して下さい。

(3)催事終了後

- ①付帯設備・備品の使用後は、数量・毀損等の有無を確認した上で、Veats Shibuya 担当者の指示に従い、所定のスペースに収納願います。
- ②ゴミは規定分別方法により回収し、規定の場所に持参願います。
- ③貸し出した通行用セキュリティカードは、必ず返却願います。万が一、紛失または破損したときは速やかにVeats Shibuya 担当者にお申し出下さい。また紛失による損害、セキュリティカードの再発行や鍵の交換を行うために要する、直接および間接の費用一切をご負担頂きます。
- ④会場全てのエリアは原状回復をお願いします。特別に清掃の必要が生じた場合、別途特別清掃費を申し受けれます。